

発議第 17 号

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年伊賀市条例第25号）の一部を次のように改正しようとする。

令和6年12月20日提出

提出者 伊賀市議会議員

北森 徹

内原 篤

宮崎 栄樹

山下 典子

市川 岳人

記

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年伊賀市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。